

屋外広告物のしおり

山梨県は四方を3つの国立公園と1つの国定公園に囲まれ、四季の変化に富んだ豊かな自然環境を形成しています。とりわけ、富士山、八ヶ岳、南アルプス、奥秩父といった日本を代表する山々への眺望と、まとまりを持った盆地の景観は、山梨らしさの象徴となっています。

こうした自然環境の中、情報伝達という広告物本来の機能を生かしながら、美しい景観の保全・創造や、快適な生活環境に結びつくような、すっきりとして、わかりやすく、環境と調和した広告物が望まれます。

そこで、広告物を掲出するにあたって最低限必要なルールを定め、良好な自然環境を保全し、安全で快適な魅力ある都市づくりをすすめます。

屋外広告物とは、以下の4つの条件を全て満たすものを指します。

- ・ 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ・ 屋外で表示されるもの
- ・ 公衆（不特定多数の人を対象）に表示されるもの
- ・ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

このように、屋外広告物とは、商業広告だけでなく、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであれば、行事、催し物の案内板等も含まれ、その表示内容にかかわらず屋外広告物ということになります。

山 梨 県

禁止広告物

次のような広告物を表示・設置することはできません

- ・著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したもの
- ・著しく汚損し、又は老朽化したもの
- ・構造又は表示若しくは設置の方法に危険のあるもの
- ・風雨・振動等により容易に破損し、落下し、又は倒壊のおそれのあるもの
- ・人又は車馬の通行を著しく害するおそれのあるもの

禁止物件

次のような物件には、地域に関係なく、原則として広告物を表示・設置することはできません。

橋、トンネル、中央帯、植樹帯、信号機、道路標識、ガードレール等、
パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備、路樹、路傍樹、
消火栓、火災報知機、郵便ポスト、公衆電話ボックス、公衆便所、
形像、記念碑等、電柱、街灯柱の類（はり紙、はり札、広告旗、立看板のみ禁止）

禁止地域

山梨県を代表するような自然景観、都市景観、歴史的資産を取り巻く景観、快適な住環境などを美しく保てるように、次のような地域又は場所では、原則として広告物を表示・設置することはできません。

ただし、自家用広告物等、一定の基準の範囲内で適用の除外となる広告物もあります。

第一種禁止地域（自然の保全・保護や、静穏な環境が特に優先される地域）

- ・景観地区、風致地区、重要文化財等の敷地、自然公園の特別地域など

第二種禁止地域（自然の保護や、静穏な環境が優先される地域）

- ・住居専用地域、都市公園、高速道路や主要幹線道路沿線など

許可地域

自然と生活が調和している地域や活発な商業活動を促進する地域において、広告物の乱立を防止し、景観との調和を図るため、次のような地域又は場所に屋外広告物を表示・又は設置するには、原則として許可が必要となります。

ただし、自家用広告物等、一定の基準の範囲内であれば許可無く表示・設置することのできる広告物もあります。

第一種許可地域（自然と生活環境の調和のとれた地域）

- ・市街化調整区域、自然環境保全地区など

第二種許可地域（生活環境を調和よく形成する地域）

・市及び7町村（市川三郷町、増穂町、身延町、昭和町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町）の区域、自然公園の普通地域、幹線道路沿線など

第三種許可地域（活発な商業活動を促進する地域）

- ・商業地域

許可に関する手数料

広告物の種類	手数料の額	広告物の種類	手数料の額
はり紙	100枚までごとに470円	横断幕又は懸垂幕	1㎡までごとに400円
はり札	10枚までごとに600円	アドバルーン	1基につき1,710円
立看板	5枚までごとに1,290円	のぼり、旗その他これらに類するもの	5本までごとに1,000円
アーチ	1基につき2,680円		車両・船舶等に表示し、又は設置するもの
電柱・街灯柱その他これに類するものに表示し、又は設置するもの	5個までごとに1,250円	その他の広告物	1㎡までごとに400円

広告物等が照明装置付きのものである場合は、当該手数料の額の2割に相当する額を当該手数料に加算します。

許可の手続

屋外広告物を県内に表示・設置・変更しようとするときは、その10日前までに、所定の事項を知事に申請し、許可を受けなければなりません。

また、設置に際しては規則で定める軽易な広告物等以外には管理者の設置が必要となり、さらに規則で定める基準を超える広告物等の管理者については規則で定める資格を有していることが必要です。

許可の基準

許可地域において広告物を表示又は設置する場合は、各許可地域の区分に応じて、それぞれの基準に従わなければなりません。

主な許可基準

共通基準

- ・表示部分以外についても、美観風致の維持のために配慮されたものであること
- ・回転灯を使用していないこと
- ・蛍光・夜光等の発光又は反射する塗料や材料を使用していないこと
- ・表示内容の変化するものでないこと（第三種許可地域を除きます）

また、1つの建築物について表示できる広告物の総表示面積に制限があります。

- ・建築物の総外壁面積に対する広告物の総表示面積の割合が定められています。
- ・同一方向から見た建築物の鉛直投影面積と建築物を利用する広告物の鉛直投影面積の割合が定められています。

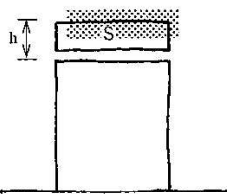
個別基準

広告物の種類及び規制地域ごとに広告物の基準が定められています。

例えば

- ・建築物等を利用する広告物等

〈屋上広告物等〉



[第一種許可地域]

- ・ $h \leq 8\text{m}$

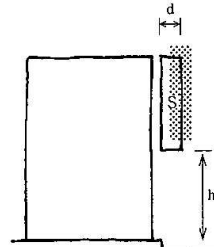
[第二種許可地域]

- ・ $h \leq 10\text{m}$

[第三種許可地域]

- ・ $h \leq 16\text{m}$

〈突出広告物〉



[歩道上に設置する場合]

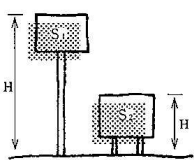
- ・ $h \geq 2.5\text{m}$
- ・ $S \leq 5\text{m}^2$
- ・ $d \leq 1.5\text{m}$

[車道上に設置する場合]

- ・ $h \geq 4.5\text{m}$
- ・ $S \leq 5\text{m}^2$
- ・ $d \leq 1.5\text{m}$

- ・ 建植する広告物等

〈自家用広告物等〉



[第一種許可地域]

- ・ $H \leq 12\text{m}$
- ・ ($S_1 \geq 20\text{m}^2$ のとき $H \leq 5\text{m}$)

[第二種許可地域]

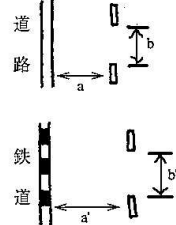
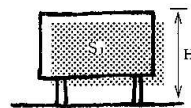
- ・ $S_1 + S_2 + \dots \leq 40\text{m}^2$
- ・ $H \leq 15\text{m}$
- ・ ($S_1 \geq 25\text{m}^2$ のとき $H \leq 5\text{m}$)

[第三種許可地域]

- ・ $S_1 + S_2 + \dots \leq 50\text{m}^2$
- ・ $H \leq 15\text{m}$
- ・ ($S_1 \geq 30\text{m}^2$ のとき $H \leq 5\text{m}$)

- ・ $S_1 + S_2 + \dots \leq 60\text{m}^2$

〈野立広告物等〉



[第一種許可地域]

- ・ $H \leq 12\text{m}$
- ・ ($S_1 \geq 25\text{m}^2$ のとき $H \leq 5\text{m}$)

[第二種許可地域]

- ・ $S_1 \leq 50\text{m}^2$
- ・ $H \leq 15\text{m}$
- ・ ($S_1 \geq 30\text{m}^2$ のとき $H \leq 5\text{m}$)

[第三種許可地域]

- ・ $S_1 \leq 60\text{m}^2$
- ・ $H \leq 15\text{m}$
- ・ ($S_1 \geq 35\text{m}^2$ のとき $H \leq 5\text{m}$)

- ・ $S_1 \leq 70\text{m}^2$

- ・ $a \geq 30\text{m}$

- ・ $b \geq 30\text{m}$

- ・ $a' \geq 70\text{m}$

- ・ $b' \geq 50\text{m}$

許可の期間

- ・ 規則で定める堅牢な広告物 2年間
- ・ 布製その他これに類するもので耐久力の低いと認められる広告物 60日
- ・ 上記以外のその他の広告物 1年間

適用除外となる広告物

禁止地域又は許可地域であっても、社会生活を営むうえで最低限必要な広告物については、一定の基準を満たす場合には、許可を得ずに表示・設置することが可能です。

- ・他の法令により表示されているもの……道路標識、選挙期間中の選挙運動看板など
- ・冠婚葬祭や祭礼などのために一時的に表示・設置するもの
- ・集会、催し物等や収益を目的としない活動のためのもので期間を限って表示・設置するもの
- ・自家用の広告物（営業所等の敷地内に表示・設置するもの、自己の自動車に表示・設置するもの）
- ・道標や案内図については、許可を受けることにより禁止地域においても表示・設置が可能となります。

条例に違反する広告物に対する処置

・措置命令

県は維持や管理が適切でない広告物について、広告物の設置者又は管理者に対し、改修等の必要な措置を命ずることができます。

・許可の取消

県は、許可の条件や措置命令に違反したり、虚偽の申請により許可を受けた場合は、許可を取り消すことができます。

・除却命令

県は、違反広告物について、除却等の措置を命ずることができます。

なお、違反広告物のうち、はり紙、はり札又は立看板については、県が自ら除却する場合があります。

・罰則

許可が必要なのに許可を受けなかったり、禁止されている地域や場所に広告物を設置したとき、あるいは期限を過ぎても撤去しなかったときなどの場合は、30万円以下の罰金に、除却命令に違反したときは50万円以下の罰金に処せられることがあります。

屋外広告業の登録

屋外広告業とは、屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示または屋外広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業を言います。

違反広告物をなくし、良好な景観を実現するためには、個別の違反広告物対策に加えて、常習的に違反を繰り返す業者を取り締まることが効果的であると考え、さらに、不適格な業者を排除し、優良な業者の育成を図り、良好な景観の形成に寄与する広告物が設置される体制を構築するため、従来の届出制度に代えて登録制度を導入しました。

山梨県内で屋外広告業を営む場合には、県内での営業所の有無に関係なく、あらかじめ屋外広告業の登録をしなければなりません（登録の有効期間は5年間です）。その場合、各営業所ごとに屋外広告物講習会修了者等の有資格者を業務主任者として設置しなければなりません。

なお、登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。

詳細については下記までお問い合わせ下さい

・屋外広告業の登録等について

山梨県土木部建築指導課 開発指導担当 TEL 055-223-1734

・屋外広告物表示（設置）許可申請受付等について

中北建設事務所 ----- TEL 055-224-1671

峡北支所 ----- TEL 0551-23-3068

峡東建設事務所 ----- TEL 0553-20-2717

峡南建設事務所 ----- TEL 055-240-4120

富士・東部建設事務所 ----- TEL 0554-22-7836

なお、甲斐市、南アルプス市、早川町、富士河口湖町、小菅村において屋外広告物等の設置、表示を行う場合は、当該市町村にお問い合わせ下さい。